

令和3年度 第19回庁議要旨

日時：令和4年1月13日（木）
午前9時～午前10時20分
会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市総合計画推進会議の設置について（復興政策部）

本市では、少子高齢化などによる社会情勢の変化、震災後の住環境やライフスタイルの変化に伴い多様化する市民ニーズ、硬直化する財政状況、国が進める地方創生事業等に対応し、将来にわたり持続可能な市政運営を行い、市民が住むことに誇りを持てるまちづくりを実現するため、令和3年度を初年度とする第2次石巻市総合計画を策定した。

本市の最上位計画である本計画を計画的に推進するため、外部委員により構成する石巻市総合計画推進会議を設置するもの。

(1) 主な内容

- ① 設 置 第2次石巻市総合計画を計画的に推進するため、「石巻市総合計画推進会議」を設置する。
なお、毎年度、総合戦略の評価及び検証を行ってきた「石巻市・まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」については、人口戦略として総合計画と統合したため廃止する。
- ② 所掌業務 ア 総合計画の進捗状況の評価及び検証に関すること。
イ 総合計画の数値目標及び重要業績評価指標に関すること。
ウ その他総合計画の推進に関すること。
- ③ 組 織 委員25人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
ア 学識経験者
イ 関係機関の職員
ウ 上記に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- ④ 任 期 委員の任期は5年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
また、委員は再任することができる。

(2) 今後の予定

- 令和4年2月 市議会第1回定例会に石巻市総合計画推進会議条例の制定について提案
(公布の日から施行)
- 4月 委員委嘱及び会議開催
- 7月 会議開催

2 石巻市震災遺構門脇小学校における年間パスポートの導入について（復興政策部）

令和4年4月に開館予定の石巻市震災遺構門脇小学校の入館料は、個人及び団体の料金設定のみ

となっているが、年間パスポートを導入することによって更なる集客が見込まれることから、導入について検討を行ってきた。

年間パスポートを導入することにより、入館者数の増加を図るとともに、東日本大震災がもたらした悲惨さや命を守るための避難及び訓練の大切さ等、震災からの学びや教訓を伝える機会の拡大を図るもの。

(1) 主な内容

○入館料と年間パスポート料金

区分	大人	高校生	小・中学生
個人	600円	300円	200円
団体（20人以上 1人につき）	500円	200円	100円
<u>年間パスポート料金 （1人につき）</u>	<u>1,500円</u>	<u>750円</u>	<u>500円</u>

※ 年間パスポートの有効期間は、発行日から1年間とする。

(2) 今後の予定

令和4年2月 市議会第1回定例会に石巻市震災遺構門脇小学校条例の一部改正について提案
（施行予定年月日：令和4年4月1日）

4月 石巻市震災遺構門脇小学校供用開始

3 スポーツに関する事務の執行について（財務部）

本市では、平成30年4月1日に「スポーツ交流推進室」を設置して以降、翌年度には、東京2020オリンピック・パラリンピックの各種事業の推進に向けて、組織名称を「東京オリンピック・パラリンピック推進室」に変更し、教育委員会と役割を分担して地域のスポーツ交流の推進を図ってきた。

全国の自治体においても、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機として、スポーツを活かしたまちづくりが展開されている。

スポーツに関する事務の執行について、市長部局において組織体制を一元化することで、まちづくりの観点から効果的な施策の展開を図るもの。

(1) 主な内容

「石巻市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」を制定し、体育施設の総括や社会体育施策の企画立案等のスポーツに関する事務（学校における体育に関することを除く。）の職務権限について、教育委員会から市長部局に移管する。

【参考】市長管理となる体育施設

地区名	施設名
本庁地区	総合体育館、蛇田中央公園グラウンド、万石浦公園グラウンド、曾波神公園グラウンド、総合運動公園（石巻市民球場、石巻フットボール場、ふれあいグラウンド、フットサルコート、フットボールフィールド、テニスコート、石巻トレーニングセンター、多目的フィールド）、市営運動場（石巻野球場、稲井テニスコート、山下屋内運動場）、湊地区コミュニティ広場
河北地区	追波川河川運動公園（野球場、陸上競技場、庭球場、ゲートボール場）、市営運動場（飯野体育研修センター）

雄勝地区	雄勝体育施設（雄勝体育館、雄勝多目的運動広場、雄勝艇庫）
河南地区	河南中央公園野球場、押切沼公園多目的広場、河南体育センター、河南室内プール、かなんパークゴルフ場、河南水辺の楽校公園
桃生地区	桃生勤労青少年ホーム、桃生農業者トレーニングセンター、桃生植立山公園、桃生スポーツ施設（野球場、野外活動センター、テニスコート、多目的グラウンド、相撲場）、桃生武道館
北上地区	にっこりサンパーク（野球場、トイレ休憩室、クラブハウス、テニスコート）
牡鹿地区	牡鹿清崎運動公園（野球場、テニスコート）、網地島テニスコート、牡鹿交流センター

(2) 今後の予定

令和4年2月 市議会第1回定例会に教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について提案

3月 組織見直しに伴う関係例規の改正（施行予定年月日：令和4年4月1日）

4 石巻市復興まちづくり情報交流館中央館の無償貸与について（総務部）

本施設は震災からの復旧・復興事業の進捗状況や復興のまちづくりの取組に関する情報発信、また、市民同士の意見交換や来訪者との交流の場として設置してきたが、その機能を継承する震災遺構門脇小学校が令和4年4月より供用開始されることから、本年度をもって閉館することとなっている。

当該施設について、街づくり振興を図っている法人に無償貸与することにより、街中のにぎわいを創出する交流施設として積極的な活用を図る。

(1) 主な内容

【無償貸与する施設概要】

石巻市復興まちづくり情報交流館中央館

① 施設の位置 石巻市中央二丁目8番11号

② 設置年月日 平成27年3月7日

③ 建物構造及び延床面積 軽量鉄骨造平屋建 136.71㎡

（建築物として検査済証の交付を受けている建築物）

なお、敷地については民地である。

【貸付期間】

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

【貸付先】

株式会社 街づくりまんぼう 代表取締役社長 木村 仁

(2) 今後の予定

令和4年2月 市議会第1回定例会に財産の無償貸与について提案

4月 株式会社街づくりまんぼうへ無償貸与

5 国に対して行政財産の使用料の減免、無償・減額貸付及び普通財産の譲与、減額譲渡、無償・減額貸付を可能とすることについて（総務部）

地方公共団体から国等に対する寄附金等の支出を原則禁止としていた「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）」附則第5条が「地域の自主性及び自立性を高める

ための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」第16条により廃止され、地方公共団体からの国等に対する寄附金等の取扱いについては、各地方公共団体の自主的な判断に委ねることとされた。

国に対して行政財産の使用料の減免、無償・減額貸付及び普通財産の譲与、減額譲渡、無償・減額貸付を可能とすることにより、自主性・自立性が高められ、市の裁量拡大を図る。

(1) 主な内容

国に対して行政財産の使用料の減免、無償・減額貸付及び普通財産の譲与、減額譲渡、無償・減額貸付を可能とするもの。

(2) 今後の予定

令和4年2月 市議会第1回定例会に石巻市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び石巻市行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例の一部改正について提案（公布の日から施行）

6 石巻市消防団員の報酬等の見直しについて（総務部）

消防団員の減少については全国で2年連続して1万人以上減少している危機的状況にあるため、総務省消防庁において必要な対策を検討した結果、報酬等の基準改定や団員個人に対する報酬の直接支給の徹底、消防団運営費の適切な計上など、消防団員の処遇改善に向け、今後必要な措置を令和4年3月までに講ずることとして消防庁より通知された。

消防団員の報酬と消防団運営交付金の見直しを行い、処遇改善を図るもの。

(1) 主な内容

○消防団員報酬（石巻市消防団条例 第13条関係）

- ・年報酬：消防庁が推奨する額（交付税措置額）に基づき改定
- ・出勤報酬：（改定）実働時間に応じた報酬額に細分化
（新設）会議や啓発活動のほか、催物や研修等の出勤依頼によるものを追加
- ・支給方法：令和4年4月から団員個人の口座へ直接支給
- ・上位法と整合性を図るため、石巻市消防団条例第13条第2項中、「出場」を「出勤」に改める。

○消防団運営交付金（石巻市消防団運営交付金に関する要綱 第2条関係）

- ・消防団運営経費に係る交付金の単価を一部増額

※詳細は別紙のとおり。

(2) 今後の予定

令和4年2月 市議会第1回定例会に石巻市消防団条例の一部改正について提案
4月 石巻市消防団運営交付金に関する要綱の改正
（施行予定年月日：令和4年4月1日）

7 石巻市後谷地老人憩の家の廃止及び無償譲渡について（河北総合支所・福祉部）

高齢者の心身の健康保持、福祉の増進を図ることを目的として設置している老人憩の家は、地区

住民の集会所施設として地域コミュニティの形成・維持に寄与してきた。

平成18年度の指定管理者制度の導入後は、地区住民を中心として組織する地元自治会等が指定管理者として適正な管理運営を行ってきた。

今般、石巻市行財政改革推進プラン2025等に基づき廃止及び無償譲渡について地元と協議した結果、合意に達した。

当該施設を地元の地縁団体に無償譲渡することにより、地域コミュニティの更なる醸成や地区住民の自治意識の高揚を図るもの。

(1) 主な内容

【施設概要】

区 分		後谷地老人憩の家
建 物	位置	石巻市小船越字舟形20番地3
	設置年月	昭和58年12月
	建設費	9,603千円
	構造	木造平家建
	延床面積	134.98㎡
土 地	面積	849.26㎡
	取扱い	市有地のため無償貸付契約
参 考	年間維持費（令和2年度）	291千円
	年間利用者（令和2年度）	392人

(2) 今後の予定

令和4年2月 市議会第1回定例会に石巻市老人憩の家条例の一部改正及び財産の無償譲渡について提案（施行予定年月日：令和4年4月1日）

3月 当該施設及び敷地を普通財産として所管換え
市有財産譲渡契約の締結

4月 地縁団体へ無償譲渡

8 雄勝硯伝統産業会館における年間パスポートの導入について（雄勝総合支所・産業部）

令和2年6月にオープンした雄勝硯伝統産業会館の観覧料については、個人及び団体の料金設定のみとなっているが、年間パスポートを導入することによって更なる集客が見込まれることから、導入について検討を行ってきた。

年間パスポートを導入することにより、観覧者数の増加を図るとともに、硯の歴史や文化に触れる機会の拡大を図るもの。

(1) 主な内容

○観覧料と年間パスポート料金

区 分	大人・高校生	小・中学生
個人	200円	100円
団体（1人につき）	180円	90円
年間パスポート料金 （1人につき）	500円	250円

※ 年間パスポートの有効期間は、発行日から1年間とする。

(2) 今後の予定

令和4年2月 市議会第1回定例会に石巻市雄勝地域拠点エリア条例の一部改正について提案
(施行予定年月日：令和4年4月1日)

9 おしかホエールランドにおける年間パスポートの導入について（牡鹿総合支所・産業部）

令和2年7月にオープンした、おしかホエールランドの入館料については、個人及び団体の料金設定のみとなっているが、年間パスポートを導入することによって更なる集客が見込まれることから、導入について検討を行ってきた。

年間パスポートを導入することにより、入館者数の増加を図るとともに、捕鯨文化や捕鯨の歴史に触れる機会の拡大を図るもの。

(1) 主な内容

○入館料と年間パスポート料金

区 分	大人	大学生・高校生	小・中学生
個人	400円	300円	200円
団体（1人につき）	360円	270円	180円
年間パスポート料金 （1人につき）	1,000円	750円	500円

※ 年間パスポートの有効期間は、発行日から1年間とする。

(2) 今後の予定

令和4年2月 市議会第1回定例会に石巻市牡鹿地域拠点エリア条例の一部改正について提案
(施行予定年月日：令和4年4月1日)

10 字の区域の変更について（産業部）

ほ場の効率化、高度利用化を図り生産性を向上させるため、宮城県東部地方振興事務所が事業主体となり、平成12年から北上地区を対象に土地改良事業（農地整備事業）が実施されている。

今般、ほ場が大区画に整備されたことに伴い、区画が変更され字界が不明瞭となる状況となっている。

土地改良事業により従来の区画が変更されたことから、字の区域を変更し、対象農地を編入するもの。

(1) 主な内容

事業区域内の石巻市中野字新横前ほか29の字の一部の区域を、施行した土地の形状に合わせ字の区域を変更するもの。詳細は別紙のとおり。

(2) 今後の予定

令和4年2月 市議会第1回定例会に字の区域の変更について提案
6月 換地計画確定

1 1 石巻かわまちエリア都市再生整備計画（まちなかウォークラブル推進事業）の策定について（建設部・産業部）

【後日公表】

1 2 石巻市営住宅の用途廃止及び位置の変更について（建設部）

令和2年7月から「石巻市営住宅等の用途廃止に伴う入居者移転計画」により、既存市営住宅入居者の復興公営住宅への移転を進めており、令和2年度に2団地、令和3年度に1団地の住宅について、入居者の移転が完了した。

また、石巻市湊東地区被災市街地復興土地地区画整理事業に伴い、町の区域を新たに画することから、市営住宅等の位置を変更する必要がある。

移転が完了した市営住宅については用途廃止を行い、町の区域が新たに設定された地区については位置を変更する。

(1) 主な内容

①石巻市営上井内住宅、須江小竹住宅、須江糠塚住宅の用途廃止

②石巻市営大門町復興住宅、同住宅集会所、同住宅駐車場の位置変更

名称	変更後	変更前
石巻市営大門町復興住宅	石巻市湊東一丁目 石巻市湊東三丁目	石巻市明神町一丁目 石巻市明神町二丁目 石巻市大門町二丁目
石巻市営大門町復興住宅集会所	石巻市湊東一丁目 石巻市湊東三丁目	石巻市明神町二丁目 石巻市大門町二丁目
石巻市営大門町復興住宅駐車場	石巻市湊東一丁目 石巻市湊東三丁目	石巻市明神町二丁目 石巻市大門町二丁目

(2) 今後の予定

令和4年2月 市議会第1回定例会に石巻市営住宅条例の一部改正について提案
(用途廃止の施行予定年月日：令和4年4月1日)

3月18日 換地処分公告（位置変更の施行予定年月日：令和4年3月19日）

1 3 石巻市博物館における年間パスポートの導入について（教育委員会）

令和3年11月にオープンした石巻市博物館の観覧料は、個人及び団体の料金設定のみとなっているが、年間パスポートを導入することによって更なる集客が見込まれることから、導入について検討を行ってきた。

年間パスポートを導入することにより、入館者数の増加を図るとともに、本市の歴史や高橋英吉作品、毛利コレクションに触れる機会の拡大を図るもの。

(1) 主な内容

○観覧料と年間パスポート料金

区分		一般(学生を含む。)	高校生	小・中学生
常設展示	個人	300円	200円	100円
	団体(1人につき)	240円	160円	80円
	年間パスポート料金	750円	500円	250円

	(1人につき)		
企画展示(特別展示)	1人につき1,700円以内で市長が定める額		

※ 年間パスポートの有効期間は、発行日から1年間とする。

(2) 今後の予定

令和4年2月 市議会第1回定例会に石巻市複合文化施設条例の一部改正について提案
(施行予定年月日：令和4年4月1日)

1.4 石巻市博物館協議会の設置について(教育委員会)

本市では、令和3年11月3日に公開承認施設を目指した博物館を開館した。

公開承認施設を目指すにあたり、重要文化財の公開、活用等を円滑に行うためには、学識経験者等で組織する諮問機関に意見等を聴く必要があることから、博物館法(昭和26年法律第285号)第20条において、博物館の運営に関し、博物館長の諮問に応じるほか、博物館長に対して意見を述べるができる協議会の設置について検討を行ってきた。

本市の新たな文化の拠点として、よりよい博物館活動を展開していくため、学識経験者等の専門委員から意見聴取を行う石巻市博物館協議会を設置する。

※公開承認施設とは、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第53条第1項の規定において、他施設が保有する国宝・重要文化財を借用・展示する際、文化庁への事前の許可申請が必要となるが、あらかじめ実績のある施設に対し、その手続きが事後届出だけで足りる施設として文化庁が承認した施設。

(1) 主な内容

① 所掌業務

- ア 前年度の観覧者数及び企画展・特別展の事業に関する事。
- イ 当該年度の企画展・特別展事業計画に関する事。
- ウ 教育普及事業及び各種関係機関との連携事業に関する事。
- エ 寄贈資料を始めとする資料収集等に関する事。
- オ その他、博物館の運営に関する事。

② 組 織

委員7人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- ア 学校教育及び社会教育の関係者
- イ 学識経験を有する者
- ウ 上記に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

③ 任 期

委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

また、委員は再任することができる。

(2) 今後の予定

令和4年2月 市議会第1回定例会に石巻市博物館協議会設置条例の制定について提案
(施行予定年月日：令和4年4月1日)

15 スポーツに関する事務の職務権限移管に伴う飯野体育研修センターの条例化について(教育委員会)

飯野体育研修センターは、教育委員会規則により使用管理に関する必要な事項を定め、地域住民のスポーツ活動に寄与している。

令和4年4月1日より、スポーツに関する事務の職務権限を教育委員会から市長部局へ移管するにあたり、地方自治法に基づき、同センターについて条例で定めるもの。

(1) 主な内容

飯野体育研修センターについて定めている「石巻市河北体育研修センター利用管理規則」を廃止し、「石巻市営運動場条例」に同センターを加える。

(2) 今後の予定

令和4年2月 市議会第1回定例会に石巻市営運動場条例の一部改正について提案

3月 組織見直しに伴う関係例規の改正(施行予定年月日:令和4年4月1日)

[報告事項]

1 地上デジタル放送の難視聴地域におけるテレビ共聴施設改修の補助について(復興政策部)

地上デジタル放送の受信が困難な地域においては、NHKと地元住民が共同で受信施設を設置・運営するNHK共聴施設と、地元住民で構成する施設組合が受信施設を設置・運営する自主共聴施設によって難視聴を解消している。

現在、受信施設の老朽化や機器生産縮小による補修機器の調達が困難な状況から、光ファイバー方式への改修が必要な状況となっている。

NHK共聴施設は、NHKが事業主体となり改修に取り組んでいるが、自主共聴施設は、地元住民で構成する施設組合が事業主体となって施設を整備していることから、改修費等も全て組合負担となるため、組合の負担が大きく改修が進まない状況である。

自主共聴組合に対し、共同受信施設の設備改修に要する経費の一部を補助することで、受信施設の設備更新を促進するもの。

(1) 主な内容

・補助対象

自主共聴施設の改修等を実施する市内の共聴組合(34組合)

[参考] NHK共聴組合 68組合

・補助対象経費

共聴施設の光化改修事業(同軸ケーブル方式から光ファイバー方式への改修)に要する経費

・補助金の額

補助対象経費の1/2(上限額500万円)

(2) 今後の予定

令和4年2月 市議会第1回定例会に令和4年度当初予算について提案

3月 石巻市テレビ共聴施設改修事業補助金交付要綱制定

(施行予定年月日：令和4年4月1日)

4月 市報、ホームページで周知

2 令和3年度宮城県原子力防災訓練の実施について（総務部）

原子力防災訓練は、女川原子力発電所の運転開始の前年（昭和58年）から宮城県と共催で実施しており、東日本大震災以降は、原子力災害対策指針の見直しにより、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域が女川原子力発電所から半径30kmに拡大されたことから、宮城県、女川町、石巻市に加え、登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町においても訓練を実施している。

今年度は、新型コロナウイルスの影響で令和2年度の開催を見送った国の原子力総合防災訓練と合同で訓練を実施する。

原子力防災関係機関における原子力災害発生時の応急対策に関する検証及び地域住民の防災意識の高揚を図るもの。

(1) 主な内容

- ① 日 時 令和4年2月上中旬（3日間）
- ② 場 所 石巻市内全域（避難先を含めた県内関係市町においても実施）
- ③ 主 催 宮城県、女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町
- ④ 想 定 （自然災害）

三陸沖において地震が発生し、県内の広い範囲で震度5強～6強を観測（女川町及び石巻市で震度6強）

その直後により大津波警報が発表され、各地域にて避難者が多数発生したほか、地震及び津波により、人的・住家被害が発生した。

(原子力災害)

自然災害発生後、大津波警報の発表に伴い、定格熱出力運転中の女川原子力発電所2号機を緊急停止

外部電源の喪失、機器故障によって原子炉冷却機能を喪失し、全面緊急事態に至る。

その後、炉心が損傷し、放射性物質が放出され、各地点において一時移転が必要な空間放射線量率の上昇が認められた。

⑤ 訓練項目

- ア 緊急時通信連絡訓練
- イ 石巻市災害対策本部運営訓練
- ウ 原子力災害合同対策協議会運営訓練
- エ 緊急時モニタリング訓練
- オ 広報訓練
- カ 住民避難等訓練
 - a 避難訓練
 - b 屋内退避訓練
- キ 新型コロナウイルス感染症対策訓練

[その他の訓練内容]

宮城県及び実動部隊等の関係機関において県災害対策本部運営訓練、避難退域時検査等訓練、

原子力災害医療活動訓練、交通対策等措置訓練等を実施する。

⑥ その他

令和2年6月に内閣総理大臣を議長とする原子力防災会議で了承された「女川地域の緊急時対応」及び「原子力災害時における石巻市広域避難計画」の実効性の検証を行う。

(2) 今後の予定

令和4年1月下旬 訓練内容について宮城県がプレス発表（予定）
県作成による「(仮称) 避難計画概要版」の全戸配布
2月 訓練の実施について市報2月号へ掲載
2月上中旬 令和3年度宮城県原子力防災訓練

3 第3期石巻市中心市街地活性化基本計画掲載事業の一部変更について（産業部）

本市では現在、令和2年3月に内閣総理大臣の認定を受けた第3期中心市街地活性化基本計画（計画期間：令和2年4月～令和7年3月）に基づき、中心市街地における都市機能の回復及び更なる活性化を目指している。

本計画掲載事業の進捗状況等に合わせて、記載内容を変更し、内閣総理大臣の認定を受けるもの。

(1) 主な内容

以下の内容について記載を変更するもの。なお、計画の基本的事項（計画期間、コンセプト、基本方針、目標指標等）に関する変更は行わない。

① 主な変更点

ア 「支援措置のない事業」から「国の支援措置のある事業」への変更

事業名	支援措置の内容
内海橋・西中瀬橋整備事業	・災害復旧事業
東中瀬橋整備事業	・社会資本整備総合交付金
猫活プロジェクト	・中小企業経営支援等対策費補助金（商店街にぎわい創出事業）
案内板整備事業	・観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業
石巻移住定住ガイド事業	・地方創生推進交付金
空き家リノベーション事業	・地方創生インターン事業 ・関係人口促進モデル事業
街なか出発・地域巡り事業	・「心の復興」事業
ささえあいセンター活用事業	・生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 ・妊娠・出産包括支援事業費補助金 ・子ども・子育て支援交付金

イ 「国の支援措置のある事業」から「支援措置のない事業」への変更

事業名	国以外の支援措置の内容
(仮称) 地域活動サポート事業	・市単費による事業実施
路線バス運行事業	・市単費による事業実施

② その他の変更点

事業の進捗に合わせた記載内容の調整や、事業及び支援措置の実施時期の修正などによる軽微な変更

事業名	実施時期
かわまち交流拠点整備事業	・事業実施時期の変更（2年度→3年度）
かわまちづくり整備事業 （水辺の緑のプロムナード）	・事業実施時期の変更（2年度→3年度）
河川堤防整備事業	・事業実施時期の変更（2年度→3年度）
マリーナ活用事業	・事業内容の変更（（仮称）防災マリーナ→石巻市南浜マリーナ）
震災の語り部・震災学習	・事業内容の変更（コミュニティ強化→学びの機会） ・事業実施時期の変更（2年度→3年度）

(2) 今後の予定

令和4年1月中旬 内閣総理大臣変更認定申請

3月下旬 内閣総理大臣変更認定予定

4 石巻市長期優良住宅認定申請手数料の見直しについて（建設部）

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）では、所管行政庁への長期優良住宅の認定申請に係る手続きが合理化されたほか、審査結果に関する責任の所在が明確化されたことにより、所管行政庁における審査項目及び審査時間が増加した。

改正法等に基づき、石巻市手数料条例に定める長期優良住宅認定申請に関する手数料の見直しを行い、適切な手数料の徴収を行うもの。

(1) 主な内容

【改正】新築住宅等の計画認定申請手数料（抜粋）

住宅等の区分	手数料				
	確認書等なし		確認書等あり		
	改正後	現 行	改正後	現 行	
一戸建ての住宅	40,700円	45,000円	10,800円	6,000円	
共同住宅等	A ≤ 500 m ²	95,900円	106,000円	19,900円	12,000円

※詳細は別紙「長期優良住宅認定申請手数料一覧表（新旧比較）」のとおり

※確認書等：登録住宅性能評価機関における技術的審査により、長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し

【新設】

譲受人を決定した場合における申請手数料	3,600円
地位の承継の承認申請手数料	2,700円
容積率に関する特例許可申請手数料	160,000円

【参 考】改正後により明確になった適合基準の審査項目

長期優良住宅認定審査項目		
審査機関	登録住宅性能評価機関	所管行政庁
確認書等あり	劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、省エネ対策	居住環境、住戸面積、維持保全計画、資金計画、自然災害のリスクへの配慮
確認書等なし	上記すべてを所管行政庁が審査を行う。	

(2) 今後の予定

令和4年2月 市議会第1回定例会に石巻市手数料条例の一部改正について提案
(施行予定年月日：令和4年4月1日)

【その他】

- ・再生可能エネルギー発電設備の設置に係る手続き等を定めることについて(生活環境部)
- ・セイホクパーク石巻駐車場の一部をスケートボード協会へ貸出しすることについて(教育委員会)

以上